

## 公認審判員資格取得補助及び手当に関する規程

H.27.4.4改定

### 1 目的

- (1) 公認審判員の資格取得を推進し、審判資格保有者数の増加による適切な試合進行の実現を図る。
- (2) 審判資格更新費用を補助することで、引き続き審判員としての自覚を促す。

### 2 3級公認審判員資格取得費用の補助要件

- (1) 3級公認審判員資格検定会を、協会に事前連絡した上で申込み・受検した者とする。
- (2) 新規取得1回に限り3,000円を補助する。但し、補助金の交付は審判資格取得翌年度(かつ審判資格番号確認後)とし、審判資格取得の前年度から取得翌年度までの3年度の全てにおいて協会に会員登録している者とする。
- (3) 協会が依頼する審判要請に協力する意思を有する者とする。

### 3 審判資格保有証明書(兼ポイントカード)の発行

- (1) 協会が依頼する各種大会での審判手当をポイントに換えて支給する。
- (2) 500円を1ポイントに換算する。(ポイント換算は取得時の規定に準ずる)
- (3) ポイントは、資格更新時及び上級資格取得にかかる費用を助成するためのものとする。
- (4) 余剰ポイントは次回更新時まで繰り越してできる。
- (5) 転居等により会員登録を更新しない場合や2年間審判協力の実績がない場合は、ポイントは無効とする。

### 4 手当(ポイント)支給大会

| 大会名                                   | 試合                               | 審判       | 手 当 て 額   |
|---------------------------------------|----------------------------------|----------|---|
| 春季大会<br>秋季大会<br>混合大会<br>市川Summerオープン  | 決勝トーナメント<br>全試合(※)               | 主審       | 1級資格者 1,000円/試合<br>2級資格者 500円/試合<br>3級資格者 500円/試合 |
| 市川Special                             | 全試合                              | 主審<br>線審 | 試合運営方法により決定                                       |
| 県民大会<br>郡市リーグ大会<br>県バ協等から要請の<br>あった大会 | 大会本部から指示<br>された試合(大会参<br>加選手は除く) | 主審       | 各級資格者 日当額は重複す<br>る手当を考慮して決定                       |

※ただし、自らの試合直後の責任審判の場合を除く

### 5 その他の手当

- (1) 審判協力のためだけに大会参加頂いた場合は当日の手当(現金)として、役員、当番要員と同様に支給する。ただし、重複支給は行わない。
- (2) 公認審判員資格保有者で本協会登録者である者が、登録年度内に第4項に該当する大会の協力要請に2回以上応じた場合、次年度会員登録費相当額を支給する。(還付方式)